

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第4号

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地等の認定事務施行規則（昭和49年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第4号、<u>第20条の2第14項</u>、第25条の4第2項及び第17項、<u>第38条の4第23項</u>並びに第38条の5第9項及び第10項第4号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請等の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 令第20条の2第14項又は第38条の4第24項の規定に基づく認定（以下「特定の民間再開発事業の認定」という。）を受けようとする者は、様式第3号による特定の民間再開発事業認定申請書に別表第2の2に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>4～7</u> (略)</p> <p>(認定書等の交付)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 知事は、前条第3項の申請に基づき特定の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「法」という。）第28条の4第3項第5号イ、第6号及び第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ及び第15号ニ、第62条の3第4項第14号ハ及び第15号ニ並びに第63条第3項第5号イ、第6号及び第7号イ並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「令」という。）第19条第11項及び第12項第4号、第25条の4第2項及び第17項並びに第38条の5第9項及び第10項第4号の規定に基づく認定等の事務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(認定申請等の手続)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3～6</u> (略)</p> <p>(認定書等の交付)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

民間再開発事業の認定を行つた場合は、様式第6号による認定済証を交付するものとする。

- 4 知事は、前条第4項の申請に基づき特定民間再開発事業の認定を行つた場合は、様式第6号の2による認定済証を交付するものとする。
- 5 知事は、前条第5項の申請に基づき地区外転出事情の認定を行つた場合は、様式第6号の3による認定済証を交付するものとする。
- 6 知事は、前条第6項の申請に基づき特定住宅用地の譲渡の認定を行つた場合は、当該特定住宅用地譲渡認定申請書に認定した旨を記載して記名押印し、これを交付するものとする。
- 7 知事は、前条第7項の申出に係る当該譲渡予定価額について意見がない場合は、様式第6号の4による通知書を交付するものとする。

(書類の提出部数)

第11条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第6項及び第7項の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

別表第1 (略)

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)			
7	優良な宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第13条の3第9項第2号ロ</u> 及び <u>第21条の19第10項第2号ロ</u> の規定に基づく認定を受けたことを証する書類		
(略)			

別表第2の2 (第2条関係)

- 3 知事は、前条第3項の申請に基づき特定民間再開発事業の認定を行つた場合は、様式第6号の2による認定済証を交付するものとする。
- 4 知事は、前条第4項の申請に基づき地区外転出事情の認定を行つた場合は、様式第6号の3による認定済証を交付するものとする。
- 5 知事は、前条第5項の申請に基づき特定住宅用地の譲渡の認定を行つた場合は、当該特定住宅用地譲渡認定申請書に認定した旨を記載して記名押印し、これを交付するものとする。
- 6 知事は、前条第6項の申出に係る当該譲渡予定価額について意見がない場合は、様式第6号の4による通知書を交付するものとする。

(書類の提出部数)

第11条 (略)

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第5項及び第6項の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部とする。

別表第1 (略)

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)			
7	優良な宅地の認定を受けようとする者が、土地区画整理組合との契約に基づき土地区画整理組合に代わつて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者であるときは、租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号) <u>第13条の3第8項第2号ロ</u> 及び <u>第21条の19第9項第2号ロ</u> の規定に基づく認定を受けたことを証する書類		
(略)			

別表第2の2 削除

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
1 土地所有者又は借地権者の同意書			特定の民間再開発事業（以下この表において「本事業」という。）の施行地区内の土地所有者又は借地権者の本事業に対する同意書（土地所有者又は借地権者の署名押印があるものに限る。）
2 土地の登記事項証明書			本事業の施行地区に係る土地の登記事項証明書（借地権について登記がされていない場合においては、借地権設定契約書等借地権が存することを証する書面を添付すること。）
3 付近見取図	方位、道路、目標となる地物等	1,000分の1以上	本事業の施行地区の付近見取図
4 各敷地の区分及び各建物の位置		500分の1以上	

を記載した図面			
5 確認済証の写し			建築基準法第6条第4項の規定による確認済証又は同法第18条第3項の規定による確認済証の写し
6 配置図及び平面図	本事業に係る中高層耐火建築物の配置並びに各階の間取り、各室の用途及び壁の位置	500分の1以上	
7 都市計画施設等の位置図	本事業の施行地区内にある都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設、同法第12条の5第2項に規定する地区施設又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条第1項に規定する空地の位置及び規模	500分の1以上	
8 その他知事が必要			

と認め
る書類

別表第2の3 (略)

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)			
7 都市計画 施設等の位 置図	本事業の施行地区 内にある都市計画 法第4条第6項に 規定する都市計画 施設、同法第12条 の5第2項に規定 する地区施設又は 建築基準法施行令 第136条第1項に規 定する空地の位置 及び規模	(略)	
(略)			

別表第2の5 (略)

図書の種類
(略)
11 令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4 号に掲げる場合にあつては、 <u>第3条第7項</u> の通知書 の写し
(略)

別表第2の3 (略)

図書の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
(略)			
7 都市計画 施設等の位 置図	本事業の施行地区 内にある都市計画 法第4条第6項に 規定する都市計画 施設、同法第12条 の5第2項に規定 する地区施設又は 建築基準法施行令 <u>(昭和25年政令第 338号)</u> 第136条第 1項に規定する空 地の位置及び規模	(略)	
(略)			

別表第2の5 (略)

図書の種類
(略)
11 令第19条第12項第4号又は第38条の5第10項第4 号に掲げる場合にあつては、 <u>第3条第6項</u> の通知書 の写し
(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号備考6中「静岡県風致地区条例」を「都市計画法第58条第1項の規定に基づく条例」に改める。

様式第3号を次のように改める。

様式第3号 削除

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

附 則

この規則は、公布の日から施行する。